

事業系一般廃棄物の 減量・リサイクルの手引き



減量 すずむくん



減量 かなえちゃん

山形市

目次

はじめに	… P 1	3 事業系廃棄物の減量とリサイクル	… P 6
1 ごみ処理の現状と課題	… P 2	ごみ減量・リサイクルのメリット	… P 6
ごみ排出量の推移	… P 2	事業所内のできる3R	… P 6
事業系ごみの課題	… P 2	4 事業系廃棄物の処理方法	… P 10
2 廃棄物の区分と事業者の責務	… P 3	処理フロー	… P 10
廃棄物の体系図	… P 3	リサイクルできる廃棄物の処理	… P 11
事業系一般廃棄物と産業廃棄物	… P 3	リサイクルできない事業系一般廃棄物の処理	… P 13
事業者の責務	… P 5	5 大規模事業所のみなさまへ	… P 15
法令の遵守	… P 5	「事業系廃棄物管理責任者」の選任と	
		「事業系廃棄物減量等計画書」の提出について	… P 15

はじめに

山形市では、市民・事業者との連携によるごみ減量と適正な廃棄物処理体制の充実による循環型社会形成の推進を図るため、令和4年度に「山形市一般廃棄物処理基本計画（※）」を策定し、具体的な各施策及び目標値を設定して、ごみ減量とリサイクルの推進に取り組んでいるところです。

本書は、事業所内で発生するごみの処理方法、減量・リサイクルを行う際の事例など、事業所のみなさま向けの手引きとして作成しました。

事業所のみなさまが、それぞれの事業活動にあわせたごみ減量とリサイクルの実践をいただく際にご活用いただければ幸いです。



※ 「山形市一般廃棄物処理基本計画」より抜粋

（第3章 ごみ処理基本計画） で掲げた4つの目標

目 標	令和3（2021）年度 実績値		令和9（2027）年度 中間目標		令和14（2034）年度 目標
1 市民一人一日あたりの家庭系ごみの排出量の削減	575g/人・日	⇒	556g/人・日 令和3年度から約3.4%削減	⇒	537g/人・日 令和3年度から約6.8%削減
2 事業系ごみの排出量の削減	21,136 t/年	⇒	19,500 t/年 令和3年度から7.5%削減	⇒	18,000 t/年 令和3年度から15%削減
3 山形市リサイクル指標の向上	25.2%	⇒	26.6% 令和3年度から1.4ポイント向上	⇒	28.0% 令和3年度から2.8ポイント向上
4 最終処分量の削減	3,911 t/年	⇒	3,650 t/年 令和3年度から約6.5%削減	⇒	3,400 t/年 令和3年度から約13%削減

※ 「山形市一般廃棄物処理基本計画」は、山形市のホームページからダウンロードすることができます。

トップページ > メニュー > 市政情報 > 市の計画 > 市の計画（環境・ごみ） > 山形市一般廃棄物処理基本計画

1 ごみ処理の現状と課題

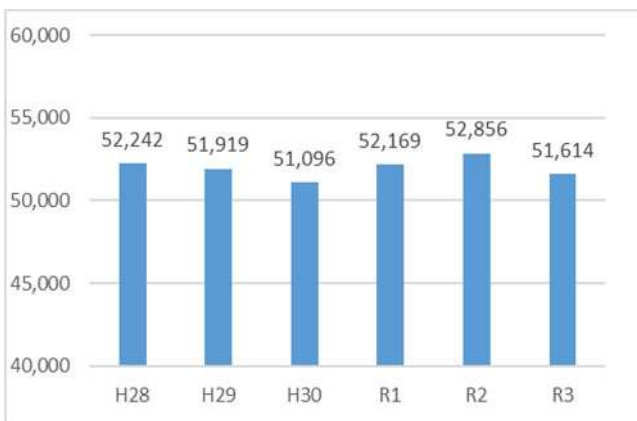
ごみ排出量の推移

山形市の1年間(令和3年度)のごみの排出量は、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」別に比較してみると、家庭系ごみが51,614 t (全体の約70.9%)、事業系ごみが21,136 t (全体の約29.1%)となっています。

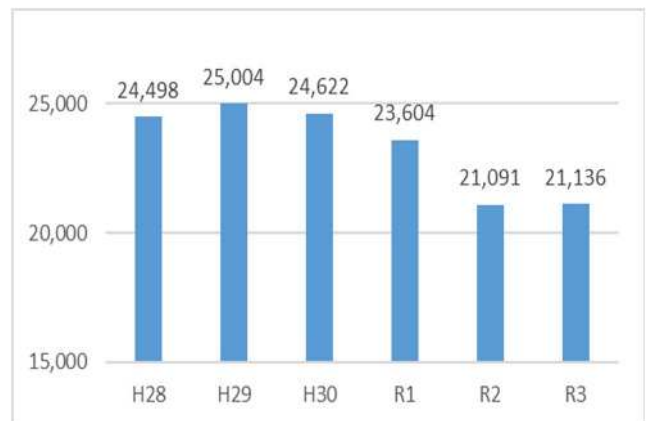
また、それぞれの排出量の推移を見てみると、家庭系ごみは平成30年度まで減少傾向で推移していましたが令和元年度以降増加に転じている一方で、事業系ごみは、令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式に大きな変化が生じたり、事業活動に制限がかけられたことによるものと考えられます。

家庭系ごみ・事業系ごみの排出量の推移

【家庭系ごみ】



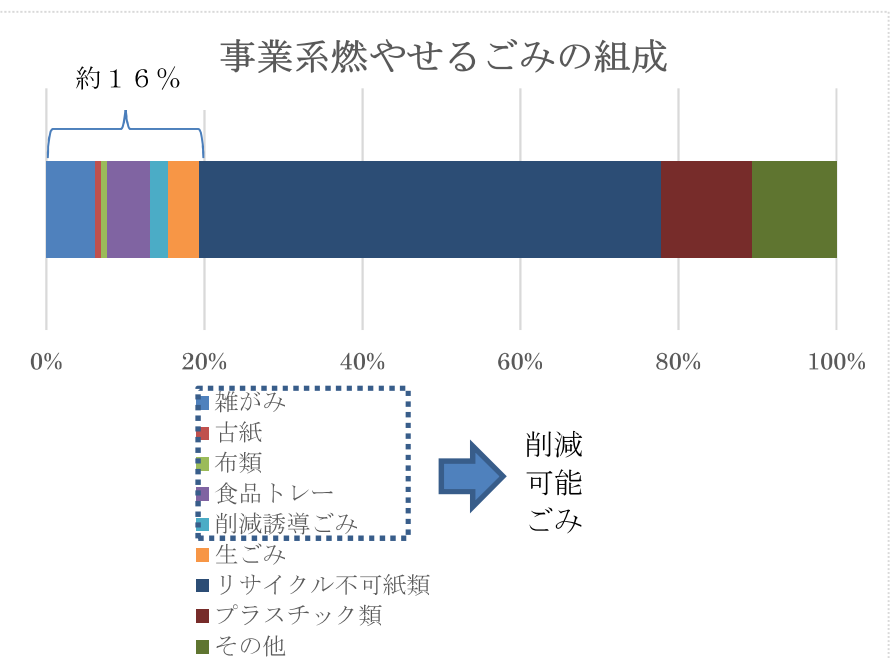
【事業系ごみ】



事業系ごみの課題

事業系ごみについては、紙類が多く排出されると考えられる事務系の事業所をサンプルに令和3年度に行ったもやせるごみの組成調査結果では、削減可能なごみが約16%混入していたことから、リサイクルにかかるネットワークの取り組みの活用を促すとともに、ごみの受入現場における実態調査等を通して分別の徹底を図っていく必要があります。

区分		重量(%)	容量(%)	
削減可能ごみ	リサイクル可能ごみ	紙類	6.95	7.24
		(内訳)		
		雑がみ	6.20	5.92
		新聞・チラシ	0.00	0.00
		書籍・雑誌	0.50	0.66
		紙パック	0.00	0.00
	段ボール	0.25	0.66	
	布類	0.74	0.66	
	食品トレイ	5.46	11.84	
	小計(A)	13.15	19.74	
削減誘導	レジ袋	0.99	5.92	
	郵便箱	1.24	0.66	
	小計(B)	2.23	6.58	
中計(A+B)	15.38	26.32		
燃やせるごみ	生ごみ	3.97	0.66	
	リサイクル不可紙類	58.56	38.15	
	プラスチック類	11.41	22.37	
	その他	10.68	12.50	
	中計	84.62	73.68	
合計		100.00	100.00	



2 廃棄物の区分と事業者の責務

廃棄物の体系図

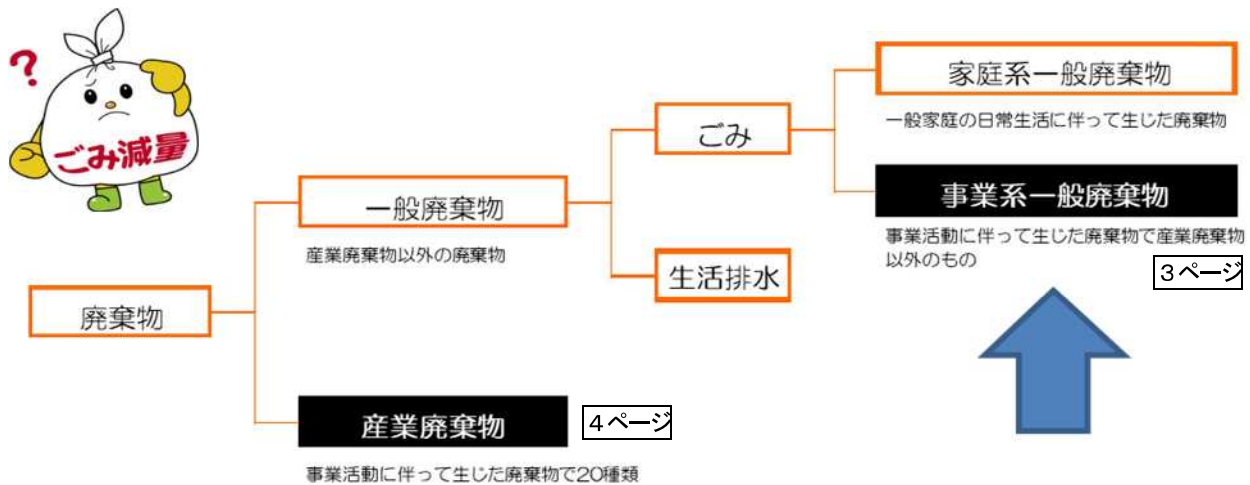
— 廃棄物とは？ —

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの」と定義しています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分され、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20種類が指定されています。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいますが、さらに、一般家庭の日常生活に伴って出る「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って生じた廃棄物である「事業系一般廃棄物」に分けることができます。

本書では、主に「事業系一般廃棄物」の減量・リサイクルの進め方について記載していきます。



事業系一般廃棄物と産業廃棄物

1 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、事務所や店舗等から出る紙類、厨芥類（茶殻、スーパーや飲食店から出る調理くず、食べ残し等）などで、産業廃棄物（4ページ参照）以外が該当します。

種 類		例：主なもの
新聞紙		新聞紙、折込チラシ
段ボール		段ボール ※ 厚紙等はリサイクル出来る紙類へ
雑 誌		書籍全般、単行本、週刊誌、漫画本 等
上記以外の紙類	リサイクル出来るもの	コピー用紙、シュレッダー処理後の紙、ポスター、封筒、パンフレット 等
	リサイクル出来ないもの	カーボン紙、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、付箋紙、圧着ハガキ（コーティングされた紙） 等
厨芥類		事務所等で出た茶殻、店舗等で出た調理くずや売れ残りの食品、飲食店での食べ残し 等

2 産業廃棄物

産業廃棄物には、業種に関係なく事業活動に伴い事業所から排出されると産業廃棄物に該当する 12 種類と、業種限定で特定の事業活動に伴って排出されると産業廃棄物に該当する 7 種類があります。このほか、これら 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したものを加え、全 20 種類に分類されます。

種類		具体例及び業種限定の内容	
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2	汚泥	水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む） 等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず など
	10	鋳さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片その他これに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	(1) 建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る） (2) パルプ、紙または紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの (3) 出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの (4) 製本業及び印刷物加工業に係るもの
	14	木くず	(1) 建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る） (2) 木材または木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの (3) パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの (4) 物品賃貸業に係るもの (5) 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む。）
	15	繊維くず	(1) 建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る） (2) 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、または解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体
	20		以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの



事業者の責務

事業系廃棄物（産業廃棄物・事業系一般廃棄物）は、排出した事業者自ら処理する責任があります。これは、「排出事業者責任」と呼ばれるもので、廃棄物処理法では、事業者の責務として以下のとおり排出事業者の自己 処理責任の原則を定めています。

～ 廃棄物処理法 第3条より ～

事業者は、

- 1 その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- 3 物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

法令の遵守

廃棄物処理法では、排出事業者に対する規定を多く定めています。これらが守られない場合は、罰則が科せられる場合がありますので、法令を遵守してください。



廃棄物処理法における主な罰則

	違反行為	罰則	根拠条項	
1	廃棄物の処理を無許可業者に委託した	5年以下の懲役もしくは 1000万円以下の罰金 またはこれらの併科	第25条第1項第6号	
2	廃棄物の不正輸出をした（未遂も含む）		第25条第1項第12号 第25条第2項	
3	廃棄物を不法投棄した（未遂も含む）		第25条第1項第14号 第25条第2項	
4	処理基準に違反して廃棄物を焼却した （未遂も含む）		第25条第1項第15号 第25条第2項	
5	産業廃棄物の処理を委託するとき書面による 契約をしていない	3年以下の懲役もしくは 300万円以下の罰金 またはこれらの併科	第26条第1号	
6	産業廃棄物の処理を委託するときマニフェスト を使用しなかった、または虚偽の記載をした	1年以下の懲役もしくは 100万円以下の罰金	第27条の2第1号	
7	マニフェストを5年間保存していない		第27条の2第5号	
8	法人の業務に関して違反 行為をしたときは、行為 者のほか、その法人も罰 せられる場合があります。	上記2、3、4の違 反行為 上記1、5、6、7の 違反行為	3億円以下の罰金	第32条第1項第1号
9			1、5、6、7記載の罰金	第32条第1項第2号

3 事業系廃棄物の減量とリサイクル

ごみ減量・リサイクルのメリット

ごみの減量・リサイクルを進めることは、環境にやさしい暮らしづくりの実現につながることはもちろんですが、事業所自体にも大きなメリットがあります。

1 企業のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっている今、事業所全体でごみ減量やリサイクルに取り組むことは、CSR 活動の一部となり、環境に配慮している企業というイメージアップとなり、企業価値の増大につながります。

※ CSR 活動 … 企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動

2 コストの削減・効率化

設備や事務用品などの無駄を減らすことで経費の節約が図られるとともに、ごみ処理に係るコストが削減できます。また、有価物の売却収益の拡大も図ることができます。

3 従業員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことは、品質管理の向上、製造工程や組織の合理化にもつながり、従業員一人ひとりの意識啓発にもなります。

事業所内でできる3R

効果的に廃棄物の排出量を減らすには、事業所全体で「3R」（スリーアール）に取り組むことが効果的です。3Rとは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードで、リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字である3つのRのことをいいます。

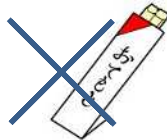


リデュース

ごみの減量を進めるには、発生量をできるだけ少なくすることが、最も効果的です。毎日の事業活動の中でごみを発生させないことに心がけましょう。

【 リデュースに関する 取り組み事例 】

- ◆ LAN 回線の活用によるペーパーレス化
- ◆ 社内文書の回覧はメールで行う
- ◆ 2in1 コピー、両面コピーの徹底
- ◆ 詰め替え商品の購入
- ◆ エコ箸の使用
- ◆ 簡易包装の推進、梱包材の減量
- ◆ マイバック持参の呼び掛け
- ◆ 生ごみの水抜き
- ◆ メーカーや卸売業者などに対し、梱包材や包装材の簡素化を依頼
- ◆ リースやレンタル用品の活用
- ◆ 賞味期限切れの商品発生を抑制する販売管理



ご紹介 その1

食べ残しはもったいない！ ^{さんまる} ^{いちまる} 30・10運動 で食品ロス削減を！

「食品ロス」とは、まだ食べられる状態にもかかわらず廃棄される食品のことをいい、日本では年間約52.2万トン発生していると推計されています（農林水産省・環境省 令和2年度推計）。

市では、市民団体「ごみ減量・もったいないねット山形」と一緒に、「30・10運動」に取り組んでおり、宴会の食べ残しを減らす「宴会編」、家庭から出る食品ロスに目を向けた「家庭編」、コロナ禍において安全に外食を楽しみながら食品ロス削減に取り組む「新しい生活様式編」などを展開しています。

【「新しい生活様式編」実践の手順】

- ① 食事の前に 30 秒間の手洗いまたは消毒
- ② 間隔を最低 1 メートル以上空けて料理を楽しむ。
- ③ 自分の席で料理に集中し、食べ残し 0 を目指す。

啓発用コースターを配布しておりますので、ご希望の方は、P17の「ごみ減量推進課 減量推進係」へお問い合わせください。幹事の皆様！この取り組みにご理解、ご協力をお願いします！



< 啓発用コースター >

リユース

発生抑制に取り組んだ結果、不要となったものをゴミとして廃棄する前に、再使用方法を模索してください。一旦不要となったものでも、再使用することでゴミの減量につながります。

【 リユースに関する 取り組み事例 】

- ◆ 段ボールの再利用
- ◆ 再利用によるゴミの減量、テナントへの協力依頼
- ◆ 両面コピー、コピー用紙の裏面使用など、コピー用紙を再使用する
- ◆ 使用済み封筒を社内便などで再使用する
- ◆ ファイルやフォルダーは、繰り返し使用する
- ◆ トナーカートリッジなどは、メーカー回収により詰め替え可能なものを使用する
- ◆ 事業所で使わなくなったモノを、リサイクルショップに持ち込む
- ◆ 「メルカリ」等フリマアプリを利用する



※市では、(株)メルカリ・(株)ソウソウと包括連携協定を締結し、リユースを推進しています。

ご紹介 その2

「もったいないマップ」のご活用を !

市民団体「ゴミ減量・もったいないねっと山形」では、3Rからさらに踏み込んだ5R活動の取り組みを推進しております。

家庭系ゴミだけでなく、事業系ゴミについても活用できますのでぜひご活用ください。

5Rとは…

- 1 リデュース (発生抑制)
- 2 リフューズ (ゴミを断る)
- 3 リユース (繰り返し使う)
- 4 リペア (物を修理する)
- 5 リサイクル (再生利用)

取り組みの1つとして、リペアショップ(修理のできるお店)やリサイクルショップ(中古品の買取と販売)などの情報や地図を掲載した「もったないマップ」を作成しております。

事業所内で不用となったものを持ち込んでみてはいかがでしょうか！

「もったないマップ」ご希望の方は、P17の「ゴミ減量推進課 減量推進係」へお問い合わせください。



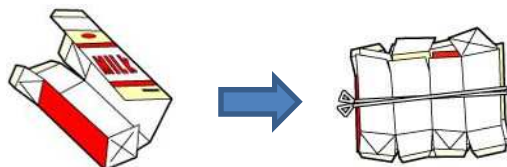
< もったないマップ表紙 >

リサイクル

発生抑制、再使用の結果、どうしてもごみになってしまうものは、再資源化に取り組んでください。現在は廃棄しているものも、分別を徹底することや、新たなリサイクルルートを開拓することで、再資源化の可能性は広がってきます。

【 リサイクルに関する 取り組み事例 】

- ◆ 各部にごみの分別箱を設置
- ◆ 各教室単位での分別徹底
- ◆ 紙ごみ分別を徹底し、リサイクル率の向上に努める
- ◆ 食用油のリサイクル
- ◆ 発砲トレー、牛乳パックの店頭回収
- ◆ 飲食コーナーでの食品残さの肥料化
- ◆ ペットボトルキャップ回収
- ◆ リサイクル商品やグリーン商品など、環境に配慮した商品の販売、使用
- ◆ 生ごみを処理し、堆肥化して使用



ご紹介 その3

「お古紙ください協議会」による

シュレッダーごみのリサイクル



オフィスから出る資源である古紙を定期的に回収するシステムです。会員として登録するだけで、量の多少に関わらず、毎月無料で回収します。シュレッダーダストも可能です。

回収品目

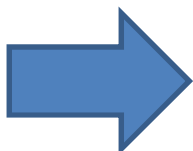
上質コンピューター紙、上質コピー紙、新聞紙、ダンボール、紙パック、シュレッダー加工済みの紙、雑誌、雑がみ

連絡先

公益社団法人山形青年会議所内「お古紙ください協議会」事務局
電話 632-8665



分ければ資源



4 事業系廃棄物の処理方法

処理フロー

【ステップ1】 まずは、ごみの発生量をできるだけ少なくする (リデュース)

7ページ

【ステップ2】 不要となったものをゴミとして廃棄する前に、再使用する (リユース)

8ページ

【ステップ3】 それでも不要なものは、リサイクルするための取り組みを (リサイクル)

9ページ

リサイクルできる廃棄物

リサイクルできないごみは、適正処理を

事業系一般廃棄物

産業廃棄物



自ら搬出 (ごみ集積所を除く) または一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬許可業者に委託 [13, 14 ページ](#)

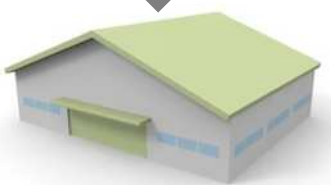


自ら搬出 (ごみ集積所を除く) または一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 [13, 14 ページ](#)



自ら搬出 (ごみ集積所を除く) または産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

(古紙類などは許可業者以外に委託可) ※事業所から発生したごみは、ごみ集積所に出すことができませんのでご注意ください。



一般廃棄物処理施設
リサイクル施設等

資源物取引事業所 [12ページ](#)

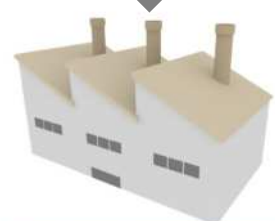
民間一般廃棄物処理施設 [13ページ](#)



一般廃棄物処理施設

エネルギー回収施設
(立谷川・川口) [13ページ](#)

民間一般廃棄物処理施設 [13ページ](#)



産業廃棄物処理施設

産業廃棄物の処理は、廃棄物の種類ごとに、山形市の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。委託する際には、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で委託契約する必要があります。詳しくは、以下のサイトをご参照ください。

- ◆山形市役所公式ホームページ
- ◆山形県廃棄物・リサイクル総合情報サイ

リサイクルできる廃棄物の処理

リサイクルできる廃棄物の処理については、リサイクルできる品目をそれぞれ分別し、リサイクル事業者等に持ち込むか、収集を委託することになります。

※12 ページの資源物引取事業所、14 ページの一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業許可業者に相談ください。

古紙類

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみなどは、資源として再生することができます。
燃やせるごみではなく、古紙としてリサイクル可能です。

●リサイクルできる古紙類

◆新聞



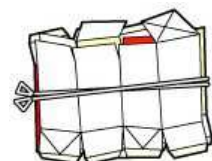
◆雑誌



◆段ボール



◆紙パック



◆雑がみ（梱包箱、包装紙、封筒など）

※ 下記の「リサイクルできない古紙類」は除く



●リサイクルできない古紙類（禁忌品）

	品目
あ 行	アイスクリームのカップ
	アイロンプリント用の紙(布にアイロンで絵柄を付ける原紙)
	圧着はがき(「ここからあけてください」と書いてあるはがき)
	油紙
	油とり紙
	油の付いた紙
	アルバム台紙
	アルミ箔がはり合わされた紙
	ウェットティッシュ
	裏カーボン紙
か 行	カーボン紙
	香りの付いた紙(せっけんや線香の箱など)
	金具付きバインダー・カレンダー
	カップめん(容器・ふた)
	壁紙

	品目
か 行	紙コップ
	紙皿
	ガムテープ
	感光紙
	感熱紙
	金や銀が箔押しされた紙
	銀紙(ガムやたばこの包み紙)
	合成紙
	茶袋
	シール
さ 行	写真
	シュレッダーにかけた紙
	ステッカー
た 行	線香の箱
	洗剤が入っていた箱
	宅配便の伝票
	ティッシュペーパー
た 行	点字用紙(雑がみとなる種類あり)

	品目
な 行	なっせん 捺染紙(アイロンプリントシート)
	においの付いた紙
	のりが全面に付いた紙(壁紙・ふすま紙)
は 行	半紙
	ビニールコーティング紙
	ファックス用紙(感熱紙)
	複合素材の紙
は 行	プラスチックフィルムがはり合わされた紙
	ヨーグルト容器
や 行	汚れた紙(クリームやケチャップ、油などが付いているもの)
	レシート
ら 行	ろう紙
	和紙
わ 行	ワックス加工紙

リサイクルできない一般廃棄物へ

※シュレッダーにかけた紙は、業者により取り扱いが異なります。リサイクルとして取扱可能な業者に依頼しましょう。

布類

布類については、状態も良くそのまま着用できる物は、海外に輸出されたり、そのまま着用することが不可能なものや布類（カーテン、シーツなど）は、工業用ウエス（ぞうきん）、反毛原料（自動車内装材や建設断熱材）、再生綿（軍手など）に再加工されますので、リサイクルできます。



ビン・カン

飲料容器は、再び飲料容器として生まれ変わるだけでなく、様々な形でリサイクルできます。



● 資源物引取事業所

山形市では、平成20年に資源物引取事業者、市民団体、山形市の三者で「山形市における布類及び紙類の資源化促進に向けた取組みに関する協定」を締結しました。この協定に基づき、市民や事業所の方が古紙類、布類、ビン・カンなどを直接、資源物引取事業所に無料で搬入できるようになりました。

※事業所によって受け入れ品目、受け入れ日時が異なります。電話等で事前に確認のうえ持ち込んでください。



事業所名	事業所住所	電話番号
(株)最上金属	大字十文字 3452	686-3415
(有)金子商事	立谷川 3-2015-4	666-8710
(有)山形容器店	東筆野町 39	681-1055
(有)志田商店	近田 45	633-1580
(株)山形故紙センター	平久保 13	641-6431
(有)宮地商店	馬見ヶ崎 4-10-24	681-7669
(有)日清資源	大字漆山字二ツ段 2131-1	687-1900
山形資源(株) 北町営業所	北町 4-4-5-46	681-1383
(有)林博商店	千代田 4-1	643-6928
(有)斉藤商店	印役町 2-2-35	622-6525
(有)武田吉六商店	和合町 1-5-6	622-4015
岩村商店	双月町 1-5-25	641-7969
延川商店	双葉町 1-4-6	644-6807
山形資源(株)	蔵王松ヶ丘 2-2-23	689-0030
(有)丹羽商店	柏倉字柳坂 2824-9	644-3397
光山商事	飯塚町字下河原 1796	645-6245
(株)丸佐商店	銅町 1-8-5	635-8121

食品残渣

食品残渣（調理くず、食べ残し）は、堆肥の原料としてリサイクルできます。

※14ページの一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業許可業者に相談ください。



リサイクルできない事業系一般廃棄物の処理

リサイクルできない事業系一般廃棄物を処理するには、廃棄物を処理施設に搬入し、処分を委託する必要があります。その場合、「自己搬入（自ら排出したごみを一般廃棄物処理施設に搬入）」と「山形市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託する」の2つの方法があります。

自己搬入（事業者自らが処理施設に搬入）の場合



自ら排出した一般廃棄物については、自ら運搬し、一般廃棄物処理施設に搬入することができます。

- 1 エネルギー回収施設（立谷川・川口）に搬入する場合は、10kg までごとに 140 円のごみ処理手数料がかかります。もやせるごみを搬入する際は、山形市で指定する事業系ごみ袋を使用してください。

● エネルギー回収施設で受入できる事業系一般廃棄物と搬入先

ごみの区分	搬入先	搬入日時
もやせるごみ 可燃性粗大ごみ	山形広域環境事務組合エネルギー回収施設（立谷川） TEL 686-6025	月曜日～金曜日（祝日含む） 9:00～16:00
	山形広域環境事務組合エネルギー回収施設（川口） TEL 672-2711	土曜日（祝日含む） 9:00～12:00

- 2 山形市の一般廃棄物処分業許可施設に自己搬入する場合は、処分業者と処分の委託契約をすることになります。

● 民間の事業系一般廃棄物処分業許可施設

許可業者名	施設所在地	電話番号	取扱廃棄物	処分の種類
(株)キコスミ産研	鑄物町3	646-7306	ごみ	焼却処分
(株)荒正	蔵王上野271	695-3381	ごみ	脱水処分・最終処分
(株)クリーンシステム	飯塚町字中河原 1629-5	644-2228	ごみ	破碎処分・減容固化処分
(株)ジオテック	柏倉字水方 2824-25	664-0888	ごみ（木くず）	破碎処分
(有)岡崎清掃社	谷柏元下谷柏 字白山1952-1	643-9063	食品系残渣、草及び剪定枝	堆肥化処分

※廃棄物の種類によっては、産業廃棄物に該当するものもあります。その場合、産業廃棄物処理業の許可内容によって取り扱うことのできる廃棄物が異なる場合もありますので、各業者にお問合せください。

収集運搬許可業者に収集を委託する場合



自己搬入以外では、山形市で許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託することができます。許可業者以外には、委託することができません。

- 1 収集費用は、委託業者によって異なる場合があります。許可業者と収集時間、収集回数を打ち合わせのうえ、書面で契約するようにしましょう。
- 2 もやせるごみ、ビン・カンを業者に引き渡す際は、山形市で指定する事業系ごみ袋を使用してください。

●一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業許可業者

許可業者名	所在地	電話番号	取扱廃棄物
尙安孫子清掃	大森783-4	686-5620	ごみ
アースリストア㈱	中野目838-1	682-9281	ごみ
㈱荒正	成沢西1-10-6	695-3381	ごみ
イーグル輸送㈱	流通センター1-12-1	655-5331	ごみ
㈱エヌイーエスコポレーション	片谷地字下川原959-1	688-7788	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
尙岡崎清掃社	上町3-8-62	643-9063	ごみ
㈱霞城クリーン	城南町2-8-5	645-2356	ごみ
尙金子商事	立谷川3-2015-4	666-8710	ごみ
尙かの衛生興業	鈴川町4-5-38	623-8419	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
菅建設㈱	美畑町5-2	615-7251	ごみ
尙カワイ清掃	南館5-4-15	643-8070	ごみ
㈱キヨスミ産研	鑄物町3	646-7306	ごみ
㈱クリーンシステム	飯塚町字中河原1629-5	644-2228	ごみ
㈱こすもす清掃	富の中1-7-25	645-4363	ごみ
尙小林商会	岩波字浅布1253	631-2888	ごみ
尙こまくさ清掃	蔵王半郷字八森1105-1	688-5928	ごみ
尙斉藤清掃	南松原2-11-12	688-3753	ごみ
坂本産廃㈱	門伝21	643-8918	ごみ
㈱サニタシステム	木の実町9-52-204	688-3513	ごみ
尙サンスイ商会	山寺字中地藏1973-1528	695-2161	ごみ
㈱ジオテック	流通センター2-11-3	664-0888	ごみ
㈱大光産業	東山形2-11-5	641-6454	ごみ
太平ビルサービス㈱	城南町1-1-1	647-0630	ごみ
㈱高良	高木8	647-5081	ごみ
㈱丹野	松見町12-3	641-1141	ごみ、浄化槽汚泥
タンノ清掃興業㈱	南栄町2-15-22	624-2028	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
中央公害清掃㈱	鑄物町1-4	647-3855	ごみ
㈱中央特殊興業	松栄2-4-51	646-1313	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
尙千代田産業	緑町4-26-27	674-0311	ごみ
㈱長陵	本町1-4-24	631-3770	ごみ
㈱テービーエス企画	漆山字念仏段1925	090-9804-4183	ごみ
天童環境㈱	東麓野町55-3	686-5339	ごみ
東京美装興業㈱	本町1-7-31	631-6251	ごみ
尙東北環境総合サービス	中桜田字金谷943-1	634-5076	ごみ
東北クリーン開発㈱	久保田2-1-47	645-8399	ごみ
尙ときわ清掃社	蔵王半郷302-4	688-3331	ごみ
㈱内外ビルクリーン	長町1-2-1	684-4615	ごみ
仲野衛生管工㈱	鈴川町3-20-12-21	622-8224	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
尙南部衛生	春日町13-12	644-6492	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
尙日清資源	漆山字二ツ段2131-1	687-1900	ごみ
尙丹羽商店	南館4-1-27	644-3397	ごみ
㈱ハナワ	花楯1-13-1	631-5947	ごみ
尙へにばな清掃社	片谷地52	688-4970	ごみ
尙細谷産廃	志戸田334-2	644-4826	ごみ
㈱ミツワ企業	黒沢401-2	688-3699	ごみ
㈱村山運送	立谷川3-895-11	686-5675	ごみ
㈱モリヤ	印役町2-1-47	090-4046-7018	ごみ
㈱山形イーストリサイクルセンター	十文字字葦窪北3432-1	686-4307	ごみ
山形環境保全協同組合	十文字字葦窪北3455-75	686-5581	ごみ
尙山形クリーン	松波1-17-21	624-2267	ごみ
山形資源㈱	蔵王松ヶ丘2-2-23	689-0030	ごみ
尙山形東部清掃社	大字青柳74-1	687-3916	ごみ
㈱山形ビルサービス	志戸田550	644-0158	ごみ
佳田清掃㈱	あけぼの1-4-3	685-6368	ごみ

5 大規模事業所のみなさまへ

「事業系廃棄物管理責任者」の選任と「事業系廃棄物減量等計画書」の提出について

事業系廃棄物の減量・リサイクルを推進するため、山形市では一定規模以上の事業所を対象に「山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、「管理責任者」と「減量等計画書」の提出をお願いしています。

対象事業所

- 1 「大規模小売店舗立地法」に規定する小売店舗の所有者（売場面積 1,000 m²超）
※経過措置として、旧法（大店法）に規定する第一種大規模小売店舗（店舗面積 3,000 m²以上）、第二種大規模小売店舗（店舗面積 500 m²超 3,000 m²未満）の所有者は条例により対象事業者とみなすこととしています。
- 2 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管理法）に規定する特定建築物の所有者（事業者）
（特定建築物：事業共有部分の床面積 3,000 m²以上の建築物。学校の用途に供される建築物では、8,000 m²以上の建築物）

事業系廃棄物管理責任者選任届出書の提出

事業系廃棄物の処理・維持管理について、職務権限のある方を事業系廃棄物管理責任者として事業所ごとに選任してください。

管理責任者を選任または変更した場合は、事業系廃棄物管理責任者選任届出書により届出をしてください。

管理責任者は、事業所内における廃棄物の排出量の把握、適正処理、減量及びリサイクルが行われるよう事業所内の管理・指導に努めてください。

事業系廃棄物減量等計画書の提出

事業系廃棄物減量等計画書は、毎年3月31日以前の1年間における実績に基づき、4月1日以降の1年間における計画を作成し、その年の5月31日までに提出してください。 ※毎年、別途通知しております

※「事業系廃棄物管理責任者選任届出書」及び「事業系廃棄物減量等計画書」は、山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」からダウンロードすることができます。

トップページ > メニュー > ごみ・リサイクル > 事業系のごみ > 山形市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に係る届出



減量等計画書の記載例

様式第30号 (第46条第1項関係)

事業系廃棄物減量等計画書

令和〇年〇月〇日

(宛名) 山形市長

建築物の名称: 紅花ビル 建築物の所在地: 山形市旅籠町2-3-25

所有者等 住所 東京都新宿区花園1-1-1
 氏名 株東京不動産 山田 太郎
(法人の場合は 代表取締役) 印
 電話番号 03-123-4567

作成者 (廃棄物管理責任者)		
氏名	<u>川田 次郎</u>	印
役職名	<u>株東京不動産山形支店長</u>	
電話番号	<u>023-622-1000</u>	

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第39条の規定により、事業系廃棄物減量等に関する計画書を作成したので提出します。

1 建築物の概要

① 建築物の属性	1 大規模小売店舗立地法 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 3 多量排出事業者と市長が認定した事業者			
② 用途 <small>(随時変更可能)</small>	1 自己事務所専用	2 自己店舗専用	③ 延べ床面積 (延べ店舗面積)	31.500 m²
	③ 自己事務所と貸事務所	4 自己事務所と貸店舗	④ 建築物内就業人員	1.300 人
⑥ 入居事業者名 <small>(随時変更可能)</small>	5 自己店舗と貸事務所	6 自己店舗と貸店舗	⑤ 概算就業人数 <small>(随時変更可能)</small>	500人 ※ 通常時期の平均人数を記載ください
	7 貸事務所専用	8 貸店舗専用		
⑥ 入居事業者名 <small>(随時変更可能)</small>	<u>株山形食堂</u>			
	<u>株おしどり銀行山形支店</u>			
	<u>理髪店</u>			
備考				

※ ①は、選択記載する必要はありません。

2 実績及び計画

種類	年度区分	前年度 (4月～3月) 実績				当年度 (4月～3月) 計画				対前年度比		
		A 発生量 (t)	処理区分			発生量 (t)	処理区分			発生量 (t)	再生利用率 (t)	資源化率 E/D (%)
			B 再生利用量 (t)	C 廃棄物処理量 (t)	D 資源化率 B/A (%)		E 再生利用量 (t)	F 廃棄物処理量 (t)	G 資源化率 E/D (%)			
一般廃棄物	新 聞	6.8	6.8	0.0	100.0	6.5	6.5	0.0	100.0	-0.3	-0.3	0.0
	ダンボール											
	雑 誌											
	OA用紙	(例) コンピューター関連用紙、コピー用紙、事務用紙等										
	その他の紙	(例) シュレッター紙、封筒、カタログ、パンフレット、ポスター等										
産業廃棄物	厨芥類 (燃焼)	(例) 食べ残し (飲食部門)、調理くず、売れ残った食品、事務所で茶がら等										
	その他の燃やせるごみ	(例) カーボン紙、ティッシュ、紙クズ、食品の容器等										
	ビン類	0.3	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	-0.1	0.0	-0.1
	カン類											
	プラスチック類											
	その他 (燃やさず、燃焼)											
	合 計	7.1	6.8	0.3	95.8	6.7	6.5	0.2	97.0	-0.4	-0.3	-0.1

現在取り組んでいる減量等の具体的方法: (例) 両面コピー、ミスコピー用紙の裏面利用	今後取り組もうとする減量等の具体的方法: (例) 詰め替え商品の購入、LAN回線での回覧によるペーパーレス化
---	---

3 一般廃棄物収集運搬業者

名称	電話番号	焼却等の処理をしているごみの種類
(有) 山形産業	600-1111	その他の可燃物

4 自己処理の状況 (自処理しているものを記載ください)

ごみの種類	処理方法
厨芥類	生ごみ処理機を利用して燃焼

5 資源回収業者

名称	電話番号	資源回収品目
株資源センター	621-0000	古紙類、ビン・カン



ごみに関する市のお問い合わせ先

山形市役所 TEL 641-1212 (代表)

お問い合わせの内容	お問い合わせ先
◆ ごみの減量、リサイクルに関すること	環境部ごみ減量推進課 減量推進係
◆ 事業系一般廃棄物の分別、排出方法に関すること ◆ 「事業系廃棄物管理責任者選任届出書」及び 「事業系廃棄物減量等計画書」に関すること	環境部ごみ減量推進課 分別収集係
◆ 一般廃棄物処理計画に関すること	環境部ごみ減量推進課 循環型社会計画係
◆ 一般廃棄物の収集運搬業、処分量の許可に関すること	環境部廃棄物指導課 一般廃棄物係
◆ 産業廃棄物全般に関すること	環境部廃棄物指導課 産業廃棄物係

(お問い合わせの際は、上記の課・係名をお伝えください)

※ごみイラスト出典 (減量すずむくん・減量かなえちゃん除く)

経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illustration/image/illustration-jpg.zip>



事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き

山形市環境部ごみ減量推進課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (代表)

Fax 023-624-9928

e-mail gomigen@city.yamagata-yamagata.lg.jp

令和5年4月改訂